

無人航空機の飛行に係る許可書

cubic-tt

坪佐 利治 殿

令和4年11月13日付けをもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させることについては、航空法第132条第85第2項及び第4項第2号の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可する。

記

許可事項： 航空法第132条第85第1項第1号

許可の期間： 令和4年12月10日から令和5年12月9日まで

飛行の経路： 瀬戸内海周辺（申請書のとおり）

登録記号： 別紙 無人航空機一覧のとおり

無人航空機： 別紙 無人航空機一覧のとおり

無人航空機を飛行させる者： 坪佐 利治

条件：

- ・申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。
- ・航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- ・飛行実績の報告を求められた場合は、速やかに報告すること。
- ・令和4年6月20日からの無人航空機の登録義務化以前に許可・承認を受けた申請のうち、登録記号がない許可書等を所持している場合は、別途送付される登録記号等の通知を本許可書等と併せて飛行の際に携行すること。
- ・飛行前日までに飛行日時及び許可番号を当職(cab-kixkyoka@mlit.go.jp 又は 050-3198-2870)へ連絡すること。飛行の中止又は日時を変更する場合は遅滞なく同連絡先へ連絡すること。

令和4年12月8日

関西空港事務所長

池田 尊彦

